

**「多摩市公契約条例制定に向けた基本的な考え方について」
に関するパブリックコメントに対する市の考え方**

○実施期間 平成 23 年 9 月 20 日～平成 23 年 10 月 11 日

○実施方法 公式ホームページ・FAX・持参・郵送での意見を募集した。

○意見提出者 16 人 (52 項目)

(公式ホームページ 2 人、FAX10 人、持参 4 人)

No.	事項	寄せられた意見（要約）	市の考え方
1	条例制定の趣旨	賃金水準を公正にすることは大切である。	公契約条例制定の目的は、「適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与すること」と規定し、その目的に沿い市の公共工事、委託業務、指定管理者を対象に執行したいと考えております。
2		他の自治体の模範となるような牽引役を担ってほしい。	
3		生活賃金と安心安全さを保障されないという事態になることを防ぐ良い機会だと思う。	
4		自治体が範を示せば、民間でもこの考え方方が浸透する。	
5	公契約の適用範囲	予定価格 5000 万円以上と提案されているが、見直しの検討時期を設け、条例の効果や課題を見極めながら適用範囲を順次拡大していくことを求める。	条例制定後の施行状況、事務量等も検証しながら、適用範囲も含め各種改善に取り組んでいきたいと考えております。
6		対象範囲を一般競争入札の金額にすべきである。	
7		公契約の適用労働者の範囲は受注者及びすべての下請業者に雇用される労働者や一人親方を対象とすることは妥当である。	適用労働者の範囲は、受注者、下請負者、派遣社員及びひとり親方と考えており、より多くの労働者を対象としております。
8	公契約の適用労働者の範囲	60 歳以上の職人の技術は、決して劣るものではない。熟練を重視してほしい。	60 歳以上で熟練労働者と同等の業務には携わっていない方あるいは未熟練労働者については、熟練労働者と区別した運用を考えております。なお業務委託については、60 歳以上の方は対象外とする方向で考えております。
9		60 歳以上の労働者は対象としない。	
10		公共工事設計労務単価は賃金の平均であるので、未熟練労働者にはこの制度の対象としない。	
11	公契約の労働者等の賃金等（工事又は製造の請負）	低入札調査価格制度、最低制限価格設定においては、直接工事費の 95% を基準としていることから、公共工事設計労務単価の 95% とすることが適當である。	労働者の賃金に関して工事については、農林水産省及び国土交通省で定める公共工事設計労務単価を基準額とし、公契約審議会（第三者機

		る。	
12		工事の下限額は各市の動向を見極め80%とし、各市の動向を見極め将来的に引き上げることを検討してほしい。	関)での答申に基づき市長が労務報酬下限額等を決定することとしております。
13		不況のときは、公共工事設計労務単価も下がるので、下限額は、世間的な賃上げ率を加味し更新してほしい。	
14		下限額を設定することにより、元請企業が潰れてしまうような事がないか心配である。	
15		従業員に賃金を払うと役員等は報酬が得られないので、下限額を下げてほしい。	
16		公共工事設計労務単価は、積算する目的で作成されており、支払いを拘束するものではない。	
17		公共工事設計労務単価の1割の範囲内では、労働者の技能格差等を設けることは困難であり、仕事のできる人の労働意識が低下する。	
18		未熟練労働者については、業務委託労働者と同等な金額とすることを提案し、東京都行政職給料表（高卒初任給）977.30円を下限額とするもとを求める。各職種毎の一ヶ月延べ労働時間の2割を超えない範囲で配置できる規制を設けることが必要である。	
19	公契約の労働者等の賃金等（業務委託、指定管理者）	業務委託の下限額を細分化してほしい。 業務によっては、895円は低すぎ1000円以上にしてほしい。	業務委託と指定管理者については、当該業務の標準的な賃金と認められる額について、工事の場合と同様公契約審議会での答申に基づき市長が労務報酬下限額等を決定することとしております。
20		下限額が895円と制定された場合、今までの金額が下げられないようにしてほしい。	なお、地域別最低賃金では、生活保護基準額に届かないという問題があります。
21		業務委託についても、最低制限価格の引き上げをしてもらいたい。	
22		質の高い公共サービスを提供するために、業種毎に下限額を定めてほしい。	
23		生活保護の基準額は市町村で格差があ	

		り、委託については、国が定めている地域別最低賃金を基準でよい。	
24		市の仕事と都や民間の仕事と前後してやっていかないと労働者の雇用が難しい。	公契約条例により、公共工事や公共サービスに従事する労働者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定が図れるものと考えておりますが、広く市民や労働者の皆さんのが賃金については最低賃金法等の法律によるものと考えております。
25		今回の条例だけでなく、市民や労働者を守る生活保障賃金条例に発展させることで、安心した市民生活へとつながる市政になることを祈っています。	
26	入札公告	公共工事を告示する際、公契約条例適用現場であること等を明確に提示してほしい。	告示文には、公契約適用の業務として、明示することを考えております。
27	公契約の受注者の責務	受注者の責任として、作業報酬の支払いにかかる責任だけではなく、労働条件の適正な確保にかかる受注者の責務も規定に設けてほしい。	労働条件については、労働基準法等の遵守規定及び趣旨を尊重した契約条件としなければならない規定を設ける考えでおります。
28		建設業法ならびに下請け代金支払い遅延等防止法の遵守を規定に設けてほしい。	これらの規定により一定の労働条件等の確保ができるものと考えております。
29	台帳の整備	賃金台帳には、労働者の事前確認欄などを設け、事業場その他適当な場所に備え置き、労働者の閲覧の権利を保障すべきである。	賃金台帳については、作業場等に備え置くことを考えております。 賃金台帳に関する事務については、なるべく負担の掛からない方法により作成していただくように考えております。
30		賃金台帳の整備費が計上されていない。	
31		公契約の導入により、事務処理が増えることが予想されるので、その必要経費を共通仮設費に反映してほしい。	
32	労働者等への周知と対応	申し出先についても条例に明示すること。	労働者への周知については、必要事項を作業場等に掲示し、又は書面を交付することを規定する考えでおります。
33		是正措置について、公益通報者保護法の周知等の項目を条例に明示すること。	また、申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないことについても規定する考えでおります。
34		労働者が賃金等に関する申し出をしたことを理由に解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱をしてはならないことを条例に明示すること。	

35		対象労働者の範囲、賃金の下限額、申し出先等を事業場に掲示または労働者に書面で交付すること。	
36		作業者が全員集まる機会をとらえ、条例の現場説明会を実施することで周知徹底が図れる。	
37		支払い報酬額の状況についてインターネット等による情報公開を検討すること。	支払報酬額の状況についての情報公開につきましては、現在のところ考えておりません。
38	事業者説明会	説明会は対象業種毎に実施し、条例制定後も実施すること。	条例可決後に事業者向けの説明会を開催する考えであります。
39	条例違反に対する是正措置	是正措置の判断は、市から独立した第三者委員会の設置にしてほしい。	市が判断するものと考えております。
40	公契約審議会	条例上に作業報酬審議会を設置すること。	作業報酬審議会という名称ではなく、公契約審議会を設置し、労務報酬下限額のほかに条例に係る重要事項についても審議いただく考えであります。
41	公契約実施状況の検証	条例施行後の実施状況の検証をするため、条例施行日から一定の年月を定め、検討することを条例の附則項目として追加してほしい。	公契約の充実に向け実施状況の検証をしていく考えであります。
42	低入札調査制度、最低制限価格制度	低入札制度は廃止し、最低制限価格制度だけにしてほしい。	ダンピング防止に効果のある低入札調査制度、最低制限価格制度の見直し等についても順次検討したいと考えております。
43	総合評価落札方式	予定価格 5000 万円以上は総合評価方式とし、低入札制度の廃止、最低制限価格の引き上げ、総合評価の市内業者と市外業者の格差を 20~30 点引き上げてもらいたい。	総合評価方式については、試行中ですが、本格実施及び内容等の見直しについて順次検討したいと考えております。
44		公契約制度と総合評価方式の併用によりダンピング防止は図れるので、総合評価方式の方法の見直しをしてほしい。	
45	その他	請求日から支払い日までの期間が長すぎる。	約款の規定に基づき支払いをしております。
46		設計変更や追加工事については、大小にかかわらず、適正な金額で変更して	発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン等により、適正

	ほしい。	に処理する考えでおります。
47	工事内容の追加等があった場合、業者負担が増加しますので適正な変更契約をしてほしい。	
48	工事、委託の請負金額の内訳（何人工、現場経費等）が明確でない。	積算内訳の明確化に努めておりますが、東京都の基準の中で一式計上を認められているものもありご理解いただきたいと考えております
49	工事内訳書に一式計上ではなく、正確な内訳書を提示してほしい。	
50	この機会に一部特定の関係者や企業による公共事業斡旋を考えなおす機会である。	当市においては、公正、透明な事務執行をしており、引き続き適正な事務を遂行する考えでおります。
51	公契約には、市民と行政間の合意形成と透明性が大切であり、外部技術審査の活用が必要である。	現在のところ、外部技術審査を導入する考えはございません。
52	予算の縮減に伴い、回数の減少、単価に合わない現場の状況がある。労働条件、労働環境を良くするため、上記の改善、業者同士の過度の競争を防ぐための方策をとってほしい。	厳しい財政状況の下で予算の縮減や業務の見直しに取り組まなければなりませんが、労働条件、労働環境の改善、過度の競争を防ぐための方策として公契約条例を制定したいと考えております。